

独立行政法人国立健康・栄養研究所の役員給与規程の改正について

1. 役員給与規程の改正内容

人事院勧告を踏まえ、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正がされたことにより、当研究所においてもこれに準じた役員給与規程の改正を行ったところ。

国の指定職俸給表適用職員に対する、俸給月額及び経過措置額の引き下げ改定にともない、当研究所においても国と同様に、常勤役員本給月額、非常勤役員手当、経過措置額について改正

国の指定職俸給表適用職員に対する、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正に伴い、当研究所においても、国と同様に支給割合の改正

2. 改正の実施時期

平成 22 年 12 月 1 日